

豊橋あゆみ学園
感染症及び食中毒の予防及びまん延
防止のための指針

令和7年4月1日

1. 総則

豊橋あゆみ学園(以下「事業所」という。)は、利用者及び職員など(以下「利用者等」という。)の安全確保のため、平常時から感染症の予防を十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じていく。本指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2. 感染管理体制

(1) 感染対策委員会の設置

ア 目的

事業所における感染管理活動の基本となる組織として、感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は、以下のような役割を担う。

- ① 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ② 決定事項や具体的な対策を事業所全体に周知するための窓口となる。
- ③ 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- ④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

イ 感染対策委員会の構成

感染対策委員会は、次に掲げる者で構成する(カッコ内は担当分野)。

- ① 委員長 管理者
- ② 委員 主任・児童発達支援管理責任者(感染対策担当者)
- ③ 委員 看護師
- ④ 委員 栄養士

※ 感染対策担当者 上記の中から感染対策担当者を指名する。感染対策担当者は、事業所内の感染症発生の予防及びまん延の防止のために具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策担当者は他業務との兼務を可とする。

ウ 感染対策委員会の活動内容

感染対策委員会は、委員長の招集により、定例開催(原則3ヶ月毎に1回)に加えて、地域で感染症が増加している場合や事業所内で感染症発生の疑いがある場合等は、必要に応じ隨時開催する。

委員会では、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応(まん延防止等)」のために必要な次に掲げる事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

- ① 事業所内感染対策の立案
- ② 感染に関する最新の情報を把握し、指針・マニュアル等の作成及び見直し
- ③ 事業所内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- ④ 利用者等の感染症の既往の把握
- ⑤ 利用者等の健康状態の把握

⑥ 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮

(2) 職員研修の実施

事業所の職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の重要性と標準予防策に関する教育を行う。

イ 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に感染対策委員会が作成するカリキュラムに基づき定期的な研修を年2回以上実施する。

(3) その他

ア 記録の保管

感染対策委員会の開催記録等、事業所内における感染対策に関する諸記録は保管する。

3. 日常の支援に係る感染管理(平常時の対策)

(1) 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

(2) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

ア 利用者の健康管理

イ 職員の健康管理

ウ 標準的な感染予防策

エ 衛生管理

(3) 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員対象に年2回以上の「研修」(含む入職時)を定期的に実施する。

(4) 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。

(5) 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

4. 発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

① 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無について管理者に報告する。

- ② 管理者は、感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況について報告を受けた場合は、事業所内の職員に必要な指示を行う。また、その内容が、地域保健所等への報告に該当するときは、受診状況と診断名、検査、治療の内容等について関係機関と連携を図る。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じた時は、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

ア 職員

- ① 発生時は、手洗いや手指の消毒、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ② 管理者の指示を仰ぎ、必要に応じて事業所内の消毒を行う。
- ③ 管理者の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行う。
- ④ 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施する。

イ 管理者

- ① 協力医や保健所に相談し、技術的な応援を依頼するとともに指示をうける。
- ② 感染状況を本人へ説明し、感染対策(マスクの着用、手指衛生、行動制限など)の協力を依頼する。
- ③ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者(職員、家族など)の体調を確認する。
- ④ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 保健所、行政関係機関との連携

管理者を中心に、必要な関係機関との連携について対策を講じる。

ア 保健所との連携

- ① 疾病の種類、発生状況により報告を検討する。
- ② 感染者及び感染疑い者の状況(人数、症状、事業所における対応状況等)を報告し、指示を確認する。
- ③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

イ 市町村等の行政関係機関との連携

- ① 報告の必要性について検討する。
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

(4) 関係者への連絡

管理者を中心に、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 法人内(事業所間)での情報共有体制を構築、整備する。
- ② 利用者との情報共有体制を構築、整備する。
- ③ 関係する事業所等との情報共有体制を構築、整備する。

以上